

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 167 回

平成 17 年も、もう 6 ヶ月過ぎました。皆様の業績はいかがでしょう。

中小企業金融公庫調査によりますと、5 月の中小企業の景気動向指数は 5.6 ポイント低下し、8 ヶ月連続のマイナスになっていると発表されています。

まだまだ中小企業には厳しい時が続いております。

なんとかがんばり抜いてください。

ところで、経営の原点は

1. 目標は何か → 目標に向かってまっしぐら
自社ドメイン（ターゲット、地域、商品等）を明確にして、そこへ時間と人と資金を注ごう
2. 自社の特徴を作ろう → 時代の変化に合った特徴を作ろう
お客様に合った特徴を作ろう
技術革新をしよう、技術を高めよう
3. 会社内一致団結の精神 → 従業員と社長の目的、目標は共有しよう
4. 経営は諦めないこと、粘りの心が成功を呼ぶ
5. そして勤勉の精神 → 今を乗り切るには多方面の知識が必要
経営者はとにかくしっかり勉強しよう

と思います。努力すればこの不況下でも負けることはありません。

前田の《今人生を語る》第 74 回

—— 敵を知り、己を知れば百戦危うからず（孫子より） —— といいます。

外交交渉でもまったくその通りであると思います。

最近の政府、特に小泉氏の言動を見ていると、彼は全く中国を知りません。

中国は「見栄」と「損得」の国です。

恥をかかされたり、一方的な対応は決していい解決を引き出せません。

やはり中国を立てるときには立てる、押すときには押す、このめりはりをつけた外交が行なえないようでは日本を守っていくことはできません。

もう代わる必要があるかも・・・（このままでは日本が危ない）

会社法改正 ～ 有限会社の取扱の動向 ～

工藤 雅史

近年めまぐるしく改正が成されてきた商法ですが、最後の改正になるであろうと言われているのが「会社法」の改正であります。この「会社法」とは、擬制商人としての法人を規制する諸法律の呼称であり、本紙発行現在においては、商法（第 2 編）・株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び有限会社法などがこれに該当します。

現在、この会社法に関する法律案が国会に提出されており、平成 18 年からの施行が有力視されています。その内容は、簡単に言うと「商法（第 2 編）・株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び有限会社法を一まとめとして新たに会社法を新設する」ものであります。

ところで、この会社法が成立すると、現行の有限会社法は廃止され、法人形態は現行の「株式会社・合資会社・合名会社・有限会社」から、「株式会社・合資会社・合名会社・合同会社」に変わり、有限会社という形態の法人は存在しなくなります。では、今存在する有限会社はどのようになるのでしょうか？現在審議中の法律案によれば、有限会社は以下の 2 つの選択肢があるものとなりそうです。

1 商号の変更を行い株式会社とする

会社定款を変更して、商号中に株式会社という文字を用いる商号に変更し、それと同時に従前の有限会社については解散の登記を、新たな株式会社については設立の登記を行なうというものです。なお、解散・設立とあるのは登記の技術上の問題であり、組織変更とは異なるものになるであろうと思われます。

2 何もしない（特例有限会社となる）

今回の会社法改正の経過措置として、現在存在する有限会社に関しては、会社法施行後は株式会社とみなすという規定が盛り込まれる予定です。この場合、商号については有限会社という文字を用いなくてはなりません、その他の事項については他の株式会社と同じものであるとみなされます。

項目	株式会社に商号変更する	何もしない (特例有限会社となる)
会社法施行後の商号	株式会社***	有限会社***
必要手続	定款変更 有限会社の解散登記 株式会社の設立登記	特になし
メリット	会社法施行後であれば、施行前の組織変更時のような公告等が不要であり、簡単に株式会社に移行が出来る	有限会社の時に認められていた取締役や監査役の任期がないことや決算公告の義務がないことなどの特例が引き続き受けられる
デメリット	株式会社に移行すると、有限会社の時に認められていた取締役や監査役の任期がないことや決算公告の義務がないことなどの特例が受けられなくなる	商号中に株式会社という文字が使えない

上記のどちらを選択するかについては、会社毎の判断にゆだねられる形になっておりますが、そのどちらにもメリット・デメリットが存在することに十分ご注意いただき、状況に見合った対応をすることが肝要であろうと思います。

※お断り…今回クローズアップした会社法改正については現在国会審議中であり、その動向の如何により文章の内容と異なるものになる可能性があります。